令和８年（フ）第６６号
秋田県能代市浅内字中山174番地12、住民票上の住所秋田県山本郡三種町芦崎字大谷地551番地
債務者　小林　昌子（旧姓三輪）
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第１３２９号
東京都国立市富士見台１丁目８番地の54協栄ビル201
債務者　長嶺えみり
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３７５号
東京都立川市一番町３丁目28番地の21シャトーメルベーユ303号
債務者　平川　千洋
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４７６号
東京都昭島市宮沢町２丁目25番６―206号
債務者　金野　茂祥
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５１０号
東京都武蔵野市西久保２丁目26番１号レヂオンス武蔵野206
債務者　大江　賢二
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８１号
山梨県甲斐市竜王新町286番地16　ピアネーズ小長井115
債務者　樋笠　博文
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６７号
山梨県甲府市里吉２丁目３番11―364号
債務者　長澤　芳江
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４０３号
愛知県蒲郡市金平町島田18―１　ＲＥＶＩＶＡＬ蒲郡、住民票上の住所愛知県豊田市細谷町２丁目20番地２　サンハイム103号
債務者　山崎　敏幸
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４０７号
愛知県知立市東上重原１丁目23番地　エステートＢＥＬＬ２　316号
債務者　義商こと　橋口　義昭
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４２９号
愛知県安城市住吉町７丁目18番地２　田中ビル２Ａ
債務者　辰田　博之
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４３２号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字緑住33番地
高橋アパート　101
債務者　吉見　　亙
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４４２号
愛知県豊田市桝塚西町北郷５番地13
債務者　小泉　克彦
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４４４号
愛知県西尾市吉良町宮迫堂根55番地１
債務者　星野　愛美
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４４５号
愛知県豊田市永覚新町３丁目13番地　ビレッジハウス永覚新町２―408号
債務者　近藤　友美
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４４９号
愛知県豊田市土橋町４丁目50番地４　サンシャイン八城302号、旧住所愛知県尾張旭市北山町北新田118番地１　ピネ北山405号
債務者　富永　秀利
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４５９号
愛知県安城市今池町３丁目10番７号　市営住宅Ｂ―302
債務者　山口由紀子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４６０号
愛知県安城市和泉町宮ノ腰52番地10
債務者　川本　芳裕
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係